

感染症名（第2種）	出席停止の期間の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風しん	発しんがすべて消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜菌性髄膜炎	
第3種の感染症	

※第1種…エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、及び鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症

第3種…コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（その他の感染症とは、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医（主治医）の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。出席停止を指示するかどうかは感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断します。）＜例＞流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ など

※R7.4.7～急性呼吸器症候群（いわゆる風邪全般）が5類感染症になりますが、今のところ学校保健安全法で登校を制限する等はありません。

【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間について】

*必ず主治医に確認してください。

*発症とは病院を受診した日ではなく、症状（急な発熱、倦怠感・関節痛などの全身症状）が始まった日。

*出席停止期間について早見表を添付したので参考にしてください。